

# 人材確保

- 地方創生移住支援事業
- 総合戦略に基づく重点施策広報事業
- 地方拠点強化税制
- プロフェッショナル人材事業
- 先導的人材マッチング事業

# 内閣府 地方創生推進室

---

# 地方創生移住支援事業

# 地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を支援。



## <資金の流れ>

国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域※2を除く）

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

## 事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

## 対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

## 地方へ移住

## 移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住し、地域の担い手等として、
  - ①地域の中小企業※3や農林水産業等への就業
  - ②地域課題の解決を目的とした起業※4
  - ③テレワークにより移住前の業務を継続※5等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

## 移住支援金を申請

## 受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

# 地方創生移住支援事業の拡充

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋・一部省略】（令和5年12月22日閣議決定）

## 地方就職学生支援事業

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
  - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6新設】
  - ②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

### 地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

### 対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

### 補助内容

①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能  
②地方に移住する際に要した移転費  
※就職して（企業に加え、農林水産業、家業等を含む）1年以内に申請  
※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能  
※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

### 主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること  
※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,318市町村（R7.4）  
（奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

### <活用のポイント>

- ✓ 交通費と移転費の両方、またはいずれか片方でも申請が可能。
- ✓ 企業に加え、農林水産業等の家業に就職・就業する場合も申請が可能。

(参考) 地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体：全都道府県が実施(R6.6)

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

### 学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

- ※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
- ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

# ■ 総合戦略に基づく重点施策広報事業

# 総合戦略に基づく重点施策広報事業

- 令和2年1月に実施した調査で、東京圏に住む20代の39.9%、30代の35.7%が地方移住に関心はあるが、移住への行動に移せておらず、実際に移住に対する検討を行っている方は全体の1割程度ということが判明。令和2年10月にウェブサイト「いいかも地方暮らし」を開設。

## 移住応援サイト いいかも地方暮らし



はじめての  
移住応援サイト

いいかも地方暮らし



仕事はどうやって探したらいい？

自治体が用意している東京のUターン転職の相談窓口や人材バンクシステムを利用しましょう。「ハローワーク・インターネットサービス」は市町村まで対応しているので、地域を絞り込んでいる人には便利です。「全国新規就業相談センター」のWEBサイトでは、農業法人の求人情報のほか、農業を始めるための情報が手に入ります。

地方就職関連情報サイト「LO活」

農業を始めたい方向けの情報サイト「農業をはじめよう.JP」(全国新規就業相談センター)

「緑の雇用-RINGYOU.NET」～未経験からOK～林業のしごと探し

水産業・漁業に関する情報サイト「漁師.jp」

予算額 令和8年度予算案 0.2億円

### 事業内容

地方移住の推進、関係人口の創出・拡大を図り、過度な東京圏への一極集中を是正するため、**20代前半の若者や女性**をはじめとした**東京圏居住者**に向けて、地方暮らしへの興味・関心を高める効果的な情報発信を行うとともに、人口減少・東京一極集中等に関する認識を国民に広く共有するなど、地方創生に係る広報事業を実施する。

### 成果目標

ウェブ広告等により、ウェブサイトへの閲覧者の誘引を行う。また、移住に関するコンテンツを配信し、移住に向けた具体的な検討行動を促す。

## 地方拠点強化税制

# 地方拠点強化税制の概要（現行制度）

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。

特定業務児童福祉施設

保育所、学童等



令和6年度より対象化（オフィス減税のみ）

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの  
特定業務施設の  
移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方における  
特定業務施設の  
拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

**オフィス減税：**  
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

**雇用促進税制：**  
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%**（移転型） / **4%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型） / **15%**（拡充型）

税額控除 **最大90万円**（移転型） / **最大30万円**（拡充型）  
（1人当たり）（3年間で**最大170万円**）

# 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定実績（令和7年12月末現在※）

※ 令和8年1月15日までに都道府県から情報提供を受けたもの

## 認定件数・雇用創出数

【認定件数】： **812件**（移転型事業 76件、拡充型事業 736件）

【雇用創出数】： **33,480人**（移転型事業 1,593人、拡充型事業 31,887人） ※新規採用者と、他の事業所からの転勤者の合計

### ■ 認定件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
認定件数	77	79	71	101	76	70	68	83	73	65	49	812
移転型事業	5	9	3	12	6	9	7	13	6	5	1	76
拡充型事業	72	70	68	89	70	61	61	70	67	60	48	736

### ■ 雇用創出数の推移



H27.10~R7.12	計
雇用創出数	33,480
移転型事業	1,593
拡充型事業	31,887

# 令和8年度税制改正要望の結果

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、**適用期限を2年間延長**（令和10年3月31日まで）するとともに、**オフィス減税について一部見直しの上、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修を対象に追加**。なお、**雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化**。

## 特定業務施設

### 事務所※



### 研究所



### 研修所



※本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。  
※「商業事業部門（一部）」及び「サービス事業部門（一部）」は、令和6年度税制改正において対象に追加。

## 特定業務児童福祉施設

### 保育所、学童等



※令和6年度税制改正において対象に追加

### 移転型

地方移転の促進



## 東京23区からの特定業務施設の移転

- ※ 首都圏の一部は対象外
- ※ 平成30年度税制改正において中部圏、近畿圏の一部を対象地域に追加

or

### 拡充型

地方⇒地方への移転



## 地方における特定業務施設の拡充

- ※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

## 措置内容

### オフィス減税： 建物等の取得価額に対して税額控除等

- ※ 適用対象資産の取得価格合計額が大企業4,500万円以上、中小企業1,000万円以上が対象であり、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 集中地域以外の地域からの転勤者は雇用者増加数の対象外。
- ※ 整備計画の認定を受けた日から特定建物等を事業の用に供した日の属する事業年度終了の日までの期間に事業主都合の離職者がいないこと。
- ※ 雇用促進税制はオフィス減税（拡充部分）へ一本化。（必要な経過措置を設定。）
- ※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置や地方創生交付金の弾力化措置等が活用可能。

### 新築／増築／新築の購入

#### 延長

税額控除 **7%**（移転型）／**4%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型）／**15%**（拡充型）

### 上乗せ措置※

#### 拡充

※大企業：投資価額10億円以上 + 特定業務施設で勤務する従業員60名以上の増加  
中小企業：特定業務施設で勤務する従業員20名以上の増加

税額控除 **8%**（移転型）／**5%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型）／**20%**（拡充型）

### 中古資産の購入／改修

#### 拡充

税額控除 **4%**（移転型）／**2%**（拡充型）

or

特別償却 **15%**（移転型）／**10%**（拡充型）

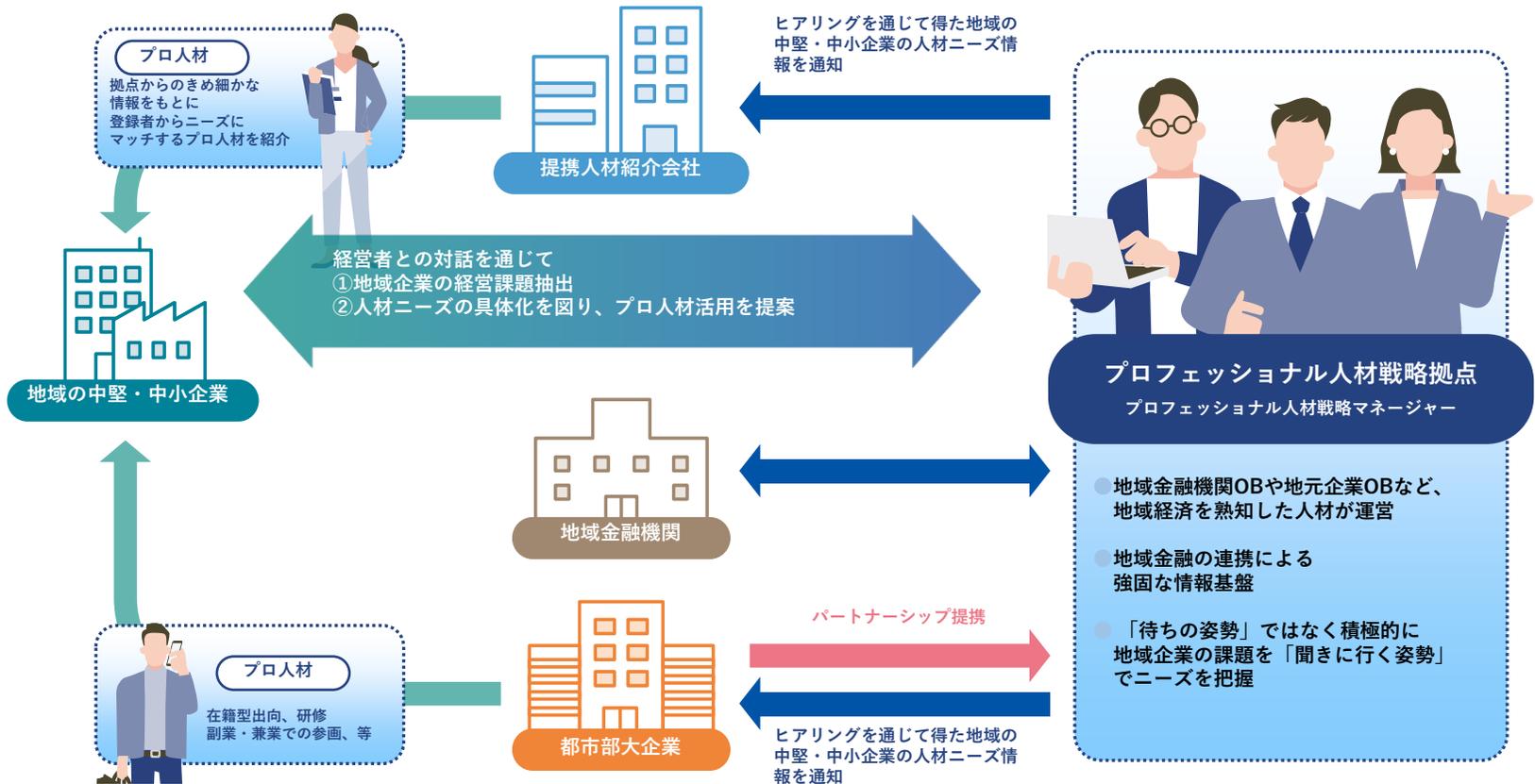
# ■ プロフェッショナル人材事業

# プロフェッショナル人材事業

## 事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を行いつつ、企業を訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確化し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へに情報発信する。

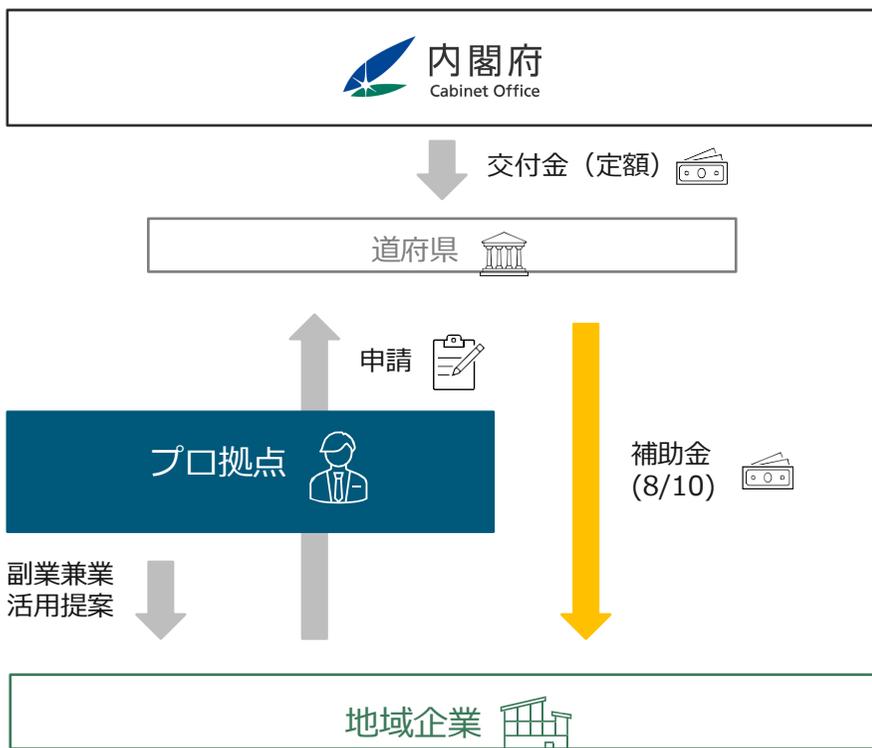
## スキーム図



# 副業・兼業人材活用促進事業

- プロ人型交付金のメニューとして、令和7年度から副業兼業補助金を使途として設け（定額補助）、地域企業の副業兼業人材活用を促進する。

## 事業概要



## 補助金概要

### 補助対象

- 各道府県に設置されたプロ拠点を通じ副業人材活用を行う地域企業

### 支援企業の要件

- 過去に「プロ拠点を通じた副業人材活用」を行ったことのない企業  
(プロ拠点を通じない利用は含まない)

### 対象費用

- 副業兼業人材活用により発生する以下の費用
  - 人材事業者へ払う紹介手数料
  - 副業人材に支払う報酬、交通費、旅費※交付対象となる副業・兼業人材との契約期間は、5か月を上限とする

### 交付額

- 上記に掲げる経費のうち最大8/10を補助
- 1件あたりの上限額は500千円

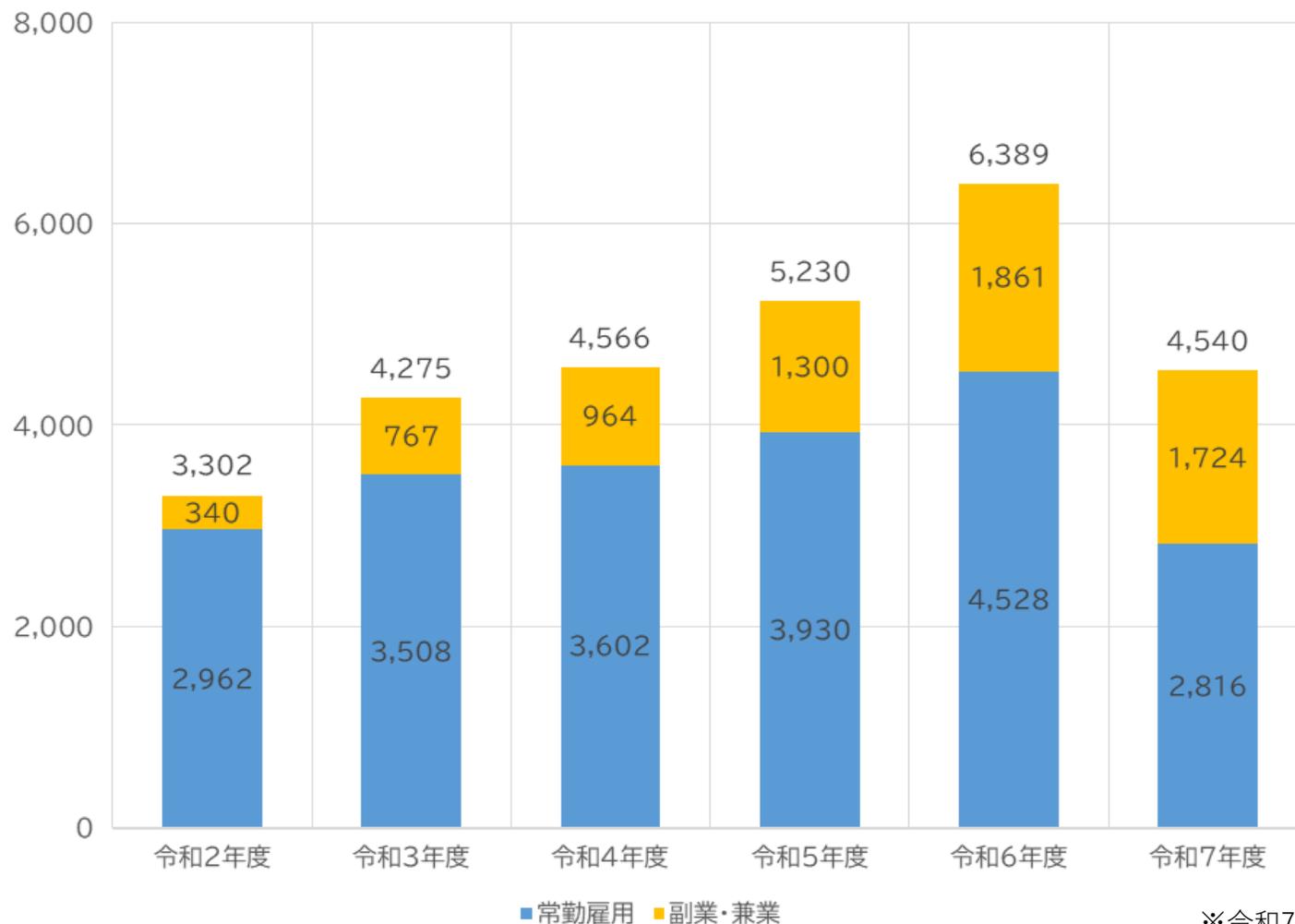
### その他

- 対象はプロ拠点を通じた案件のみとする

# 成約件数の推移と内訳(年度別フロー)

(成約件数)

※ (-%) : 全体に占める副業・兼業の割合



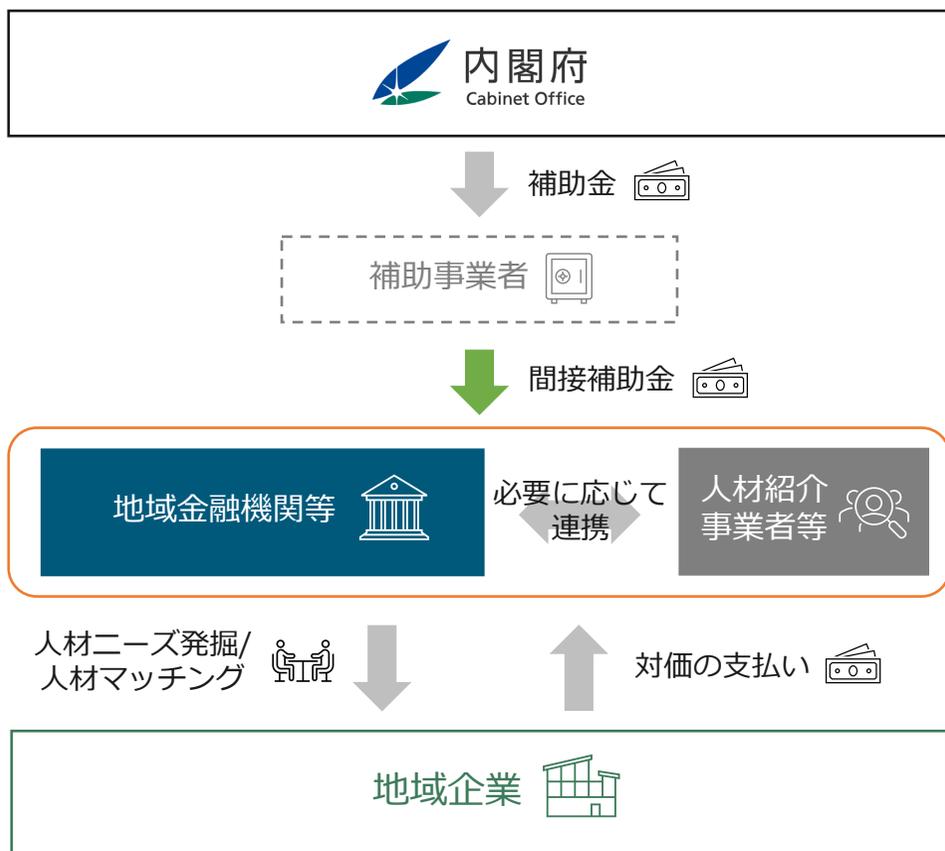
※令和7年度は11月末時点

# ■ 先導的人材マッチング事業

# 先導的人材マッチング事業

- 地域企業における外部人材の活用による生産性向上等を推進するため、地域金融機関等が民間人材紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業について、地域金融機関等に対し支援を実施し、その取組みを後押しするもの。

## 事業イメージ



## 補助金概要

実施主体	・ 地域金融機関等
支援企業の要件	・ 大企業(従業員2,000人超)に該当しないこと ・ 本店所在地が東京都以外の地域、または条件不利地域(※)であること
対象業務	・ 支援企業に対して行う、ハイレベル人材のマッチング
交付額	・ マッチングした人材の年収に応じ、以下の補助率により算出した金額を交付 ・ 常勤雇用(両手型) : 年収×16% ・ 常勤雇用(片手型) : 年収×12% ・ 常勤雇用以外 : 年収×8%+20万円
実施主体ごとの交付上限額	・ 50百万円
事業期間	・ 2025年3月~2026年1月31日

※ 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村

# R6年度事業採択先一覧 (補助事業者：PwCコンサルティング合同会社)

第1次公募：116コンソーシアムを3月5日採択

第2次公募：3コンソーシアムを4月30日採択

黒：第一地銀等 58  
 橙：第二地銀 26  
 青：信金信組 40  
 緑：その他(ベンチャーキャピタル等) 2  
 ※はFGによる共同申請等

119コンソーシアム(126機関)を採択

- 【中国地方】
- ・鳥取銀行
  - ・山陰合同銀行
  - ・中国銀行
  - ・広島銀行
  - ・山口銀行※
  - ・トマト銀行
  - ・もみじ銀行※
  - ・玉島信用金庫
  - ・広島信用金庫
  - ・呉信用金庫

- 【北陸地方】
- ・北陸銀行
  - ・富山銀行
  - ・北國銀行
  - ・福井銀行※
  - ・富山第一銀行
  - ・福邦銀行※

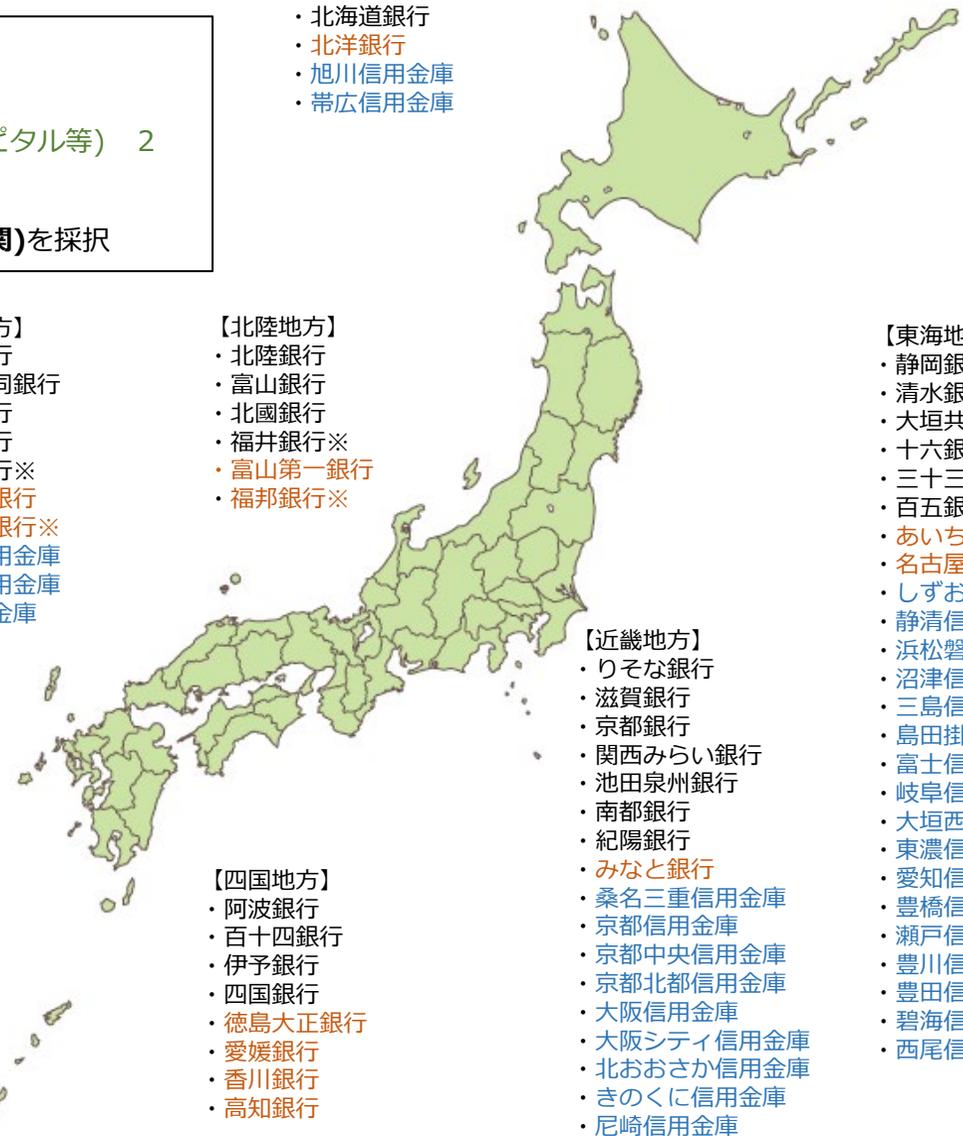
- 【近畿地方】
- ・りそな銀行
  - ・滋賀銀行
  - ・京都銀行
  - ・関西みらい銀行
  - ・池田泉州銀行
  - ・南都銀行
  - ・紀陽銀行
  - ・みなと銀行
  - ・桑名三重信用金庫
  - ・京都信用金庫
  - ・京都中央信用金庫
  - ・京都北部信用金庫
  - ・大阪信用金庫
  - ・大阪シティ信用金庫
  - ・北おおさか信用金庫
  - ・きのくに信用金庫
  - ・尼崎信用金庫

- 【四国地方】
- ・阿波銀行
  - ・百十四銀行
  - ・伊予銀行
  - ・四国銀行
  - ・徳島大正銀行
  - ・愛媛銀行
  - ・香川銀行
  - ・高知銀行

- 【九州・沖縄地方】
- ・福岡銀行※
  - ・西日本シティ銀行※
  - ・北九州銀行※
  - ・十八親和銀行※
  - ・佐賀銀行
  - ・肥後銀行
  - ・大分銀行
  - ・宮崎銀行
  - ・鹿児島銀行
  - ・琉球銀行
  - ・福岡中央銀行
  - ・長崎銀行※
  - ・熊本銀行※
  - ・沖縄海邦銀行
  - ・ドーガン

- 【東北地方】
- ・青森みちのく銀行
  - ・岩手銀行
  - ・秋田銀行
  - ・北都銀行
  - ・荘内銀行
  - ・山形銀行
  - ・七十七銀行
  - ・東邦銀行
  - ・きらやか銀行
  - ・北日本銀行
  - ・仙台銀行
  - ・福島銀行

- 【関東・甲信越地方】
- ・埼玉りそな銀行
  - ・群馬銀行
  - ・足利銀行
  - ・常陽銀行
  - ・筑波銀行
  - ・武蔵野銀行
  - ・千葉銀行
  - ・千葉興業銀行
  - ・きらぼし銀行
  - ・横浜銀行
  - ・第四北越銀行
  - ・山梨中央銀行
  - ・八十二銀行※
  - ・東和銀行
  - ・栃木銀行
  - ・京葉銀行
  - ・東日本銀行
  - ・大光銀行
  - ・長野銀行※
  - ・しのめ信用金庫
  - ・埼玉縣信用金庫
  - ・飯能信用金庫
  - ・千葉信用金庫
  - ・横浜信用金庫
  - ・亀有信用金庫他
  - ・西武信用金庫
  - ・新潟信用金庫
  - ・三条信用金庫
  - ・ジャパンインベストメントアドバイザー



※ 亀有信用金庫は7信金(新庄信用金庫、興能信用金庫、萩山口信用金庫、西中国信用金庫、東山口信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫)との共同申請